

山住正己著

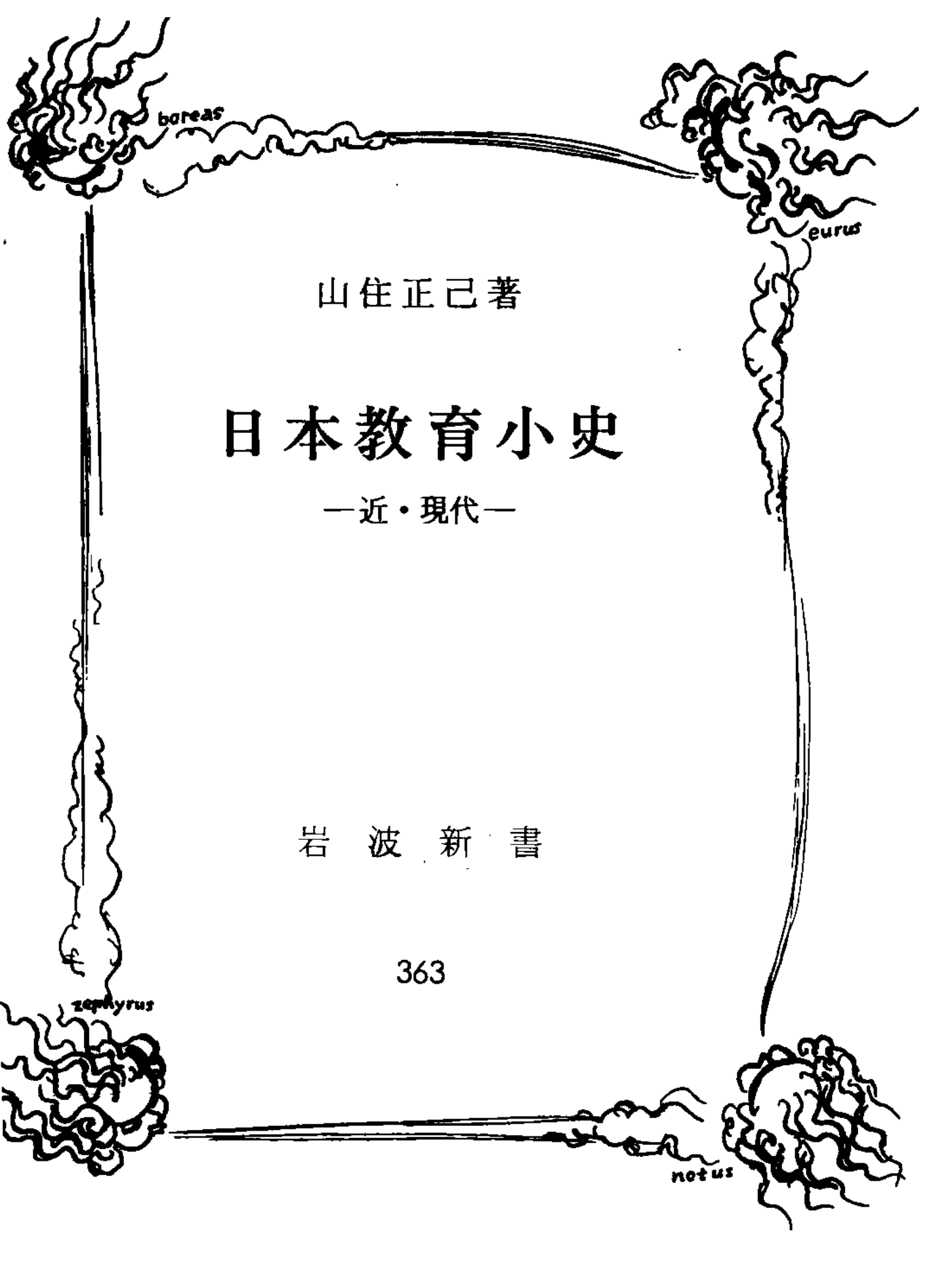
日本教育小史

— 近・現代 —



岩波新書

363



山住正己著

日本教育小史

—近・現代—

岩波新書

363

山住正己

1931年東京に生まれる

1953年東京大学教育学部卒

専攻—教育学

現在—東京都立大学人文学部教授,
教育科学研究会委員長

著書—「唱歌教育成立過程の研究」(東京大学出版会)
「教科書」(岩波新書)
「新しい子育ての知恵をさぐる」(岩波書店)
「教育勅語」(朝日新聞社)
「中江藤樹」(同)
「『教育』の同時代史」(平凡社) など

日本教育小史

岩波新書(黄版) 363

1987年1月20日 第1刷発行 ©

定価 530 円

著 者 やま山 ずみ住 まさ正 み己

発 行 者 緑 川 亨

〒101 東京都千代田区一ツ橋 2-5-5

発 行 所 株式岩 波 書 店
会社

電話 03-265-4111

振替 東京 6-26240

印刷・精興社 製本・永井製本

落丁本・乱丁本はお取替いたします

Printed in Japan

目次

はじめに——過去に目を閉ざしてはならない……………	1
---------------------------	---

I 開国・維新と教育……………	7
-----------------	---

1 異質な文化との出会い——幕末における文化と教育……………	8
--------------------------------	---

2 学ばぬ人がいなくなるように——近代学校の成立……………	16
-------------------------------	----

II 近代化の推進と教育勅語体制……………	33
-----------------------	----

1 「国家のため」の学問へ……………	34
--------------------	----

2 「皇祖皇宗の遺訓」を教育の指針に……………	52
-------------------------	----

3 学校制度の整備と小学校教科書の国定化……………	65
---------------------------	----

III 軍国主義への加速する歩み……………	77
-----------------------	----

1 日露戦後の「危険思想」の統制……………	78
-----------------------	----

2 大正デモクラシーと新教育運動……………	83
-----------------------	----

3	「国体明徴」の教育への一歩……………	91
4	自主的な教育運動の展開とファシズムの進行……………	100
5	一五年戦争への道……………	117
6	国民学校の時代……………	127
IV	戦後教育改革……………	141
1	教科書墨ぬりから「新教育」へ……………	142
2	学ぶ権利の確立——教育基本法の制定……………	156
3	教師の目ざめ——教育実践の発展……………	172
V	教育の保守化と高度経済成長……………	185
1	「日の丸」「君が代」の復活……………	186
2	五五年体制下の教育政策……………	206

3 教育と人間は豊かになったか……………222

おわりに――柔軟な心マインドを……………247

あとがき……………253

年 表(一八五三―一九八六年)

索 引

はじめに——過去に目を閉ざしてはならない

第二次世界大戦の後、日本では「今日ほど教育に対する人々の関心が高まり、教育改革をめぐる論議が盛んになった時代はない」と、繰り返し言われてきた。しかし、高い関心と熱心な議論にもかかわらず、多くの人の眼に「教育は問題に満ちている」と映っている。

では何が問題なのか、と問われるや、たちどころに、いじめ・校内暴力・非行・低学力、あるいは学校の管理体制強化、さらには教科書検定・教育課程など政府の教育政策・行政等々があげられる。これらの問題の直接の原因を明らかにし、それを起こした者を批判し、問題解決に取りくみ、ひとまず解決できたかのように見えても、たちまち問題の根の深さを思い知らされることが多い。それを知れば悩み、途方に暮れる。

そのとき、教育問題の総体をとらえる見識と力量が求められる。とはいえ、誰もがそういう見識・力量をすぐに身につけることはできない。しかしそこへ迫る努力なしには論議は空転するばかりである。不毛な論議をやめ、数歩進んだ地点へ向かうには、教育の歴史をふり返って、問題が起こされ、展開してきた筋道をとらえ直す必要がある。それは、わずらわし

い作業だと思われるかも知れないが、これを怠っては、未来への展望は開けない。

歴史の大きな節目では、誰もが一度は過去に眼を向ける。ここでは、一九四六年、太平洋戦争の勝者である連合国の手で開かれた極東国際軍事裁判（東京裁判）を例にとりたい。起訴状前文には、「日本国民の精神は「アジア」、否、全世界の他の諸民族に対する日本の民族的優越性を主張する有害なる思想により、組織的に毒せられたり」とあり、その法廷で最初に求められたのは、近代日本の教育についての証言であった。

戦争責任を追及しようとするとき、まず、開戦にあたって指導的役割を果たした人や、何の疑問も持たずに侵略戦争に協力した人たちがどのような教育を受けたかを明らかにするという手順は正攻法であったと思う。そこには、「有害なる思想」は学校教育によって「組織的に」日本人を毒してきたのだという判断があったのである。

法廷における最初の証人は、戦前日本の専門学校や大学で教鞭をとり、戦時下には何人も日本軍捕虜を訊問した経験をもつアメリカ人ニュージェント中佐であり、二人目は近代日本教育史を専攻する海後宗臣東京帝国大学文学部助教授であった。外国人教師と日本の研究者というこの人選は、両者ともに日本の教育についての客観的な把握と証言ができる人であるという点で、的確であったと思う。

ニュージェントは、自分が直接見聞した軍事教練をふくむ学校教育について、それが日本

の学生に超国家主義、侵略的軍国主義、国に対する狂信的な忠誠、権力に対する盲目的服従、日本の文化が世界の他の文化に優っているとの観念、「大東亜共栄圏」への進出は日本の使命であるとする八紘一字^{はっこういちじ}への信仰、などを強めるという役割を果していた、と証言した。これは、外人教師としての率直な見解の表明であった。

つづく海後証人は、日本の学校では一八八六年から兵式操練が開始され、一九二五年から陸軍現役将校が男子の学校に配置され、ついで翌年、青年訓練所設置、そして三七年の教育審議會は全教育を皇国の道に則^{のっと}る方向へ組織替えしたというように、専門的知見にもとづいて日本の教育の曲り角を指摘し、さらに初等・中等教育では修身・地理・歴史の教育が相当に効果をあげたことを認め、同時に、しかし中等学校上級から高等教育を受けた学生には、このような教育に対する批判も少なからずあったと述べた。これは日本の近代学校の二重構造という性格をついた重要な証言であった。

これらの証言は、検事・裁判官にとっては戦争犯罪の原因究明という目的達成のためのものであったが、日本人にとっては、過去の誤りを知って教育改革の方向を探り、方針を確立していく大事な手がかりとなる可能性がふくまれていた。

しかしドイツと違って戦犯裁判を日本人自身によって開始し、持続させることができなかったという弱さは、右のような証言を出発点として戦前教育の問題点を徹底的に明らかにで

きなかった弱さに通ずる。それは、一五年戦争下に国定教科書『尋常小学修身書』卷四、一九三七年に、「我が天皇陛下のお治めになる此の御代は、千年も万年も、いや、いつまでも続いてお栄えになるように」という意味の歌であると明記されていた「君が代」を、主権在民をかかげる日本国憲法の下で、国歌として卒業式など学校儀式で歌うよう、文部省が指示し、教育委員会がこれを受けて学校に圧力を加えるという事態に及んでいる。

東京裁判の本当の原告は文明であると言われた。これは、東京裁判の歴史的意義の重さを指摘した発言である。しかしこの発言を受けて今日、少なくとも次の二つの問題を考えなければならぬのではないか。第一は、日本人が自ら戦争責任・戦争犯罪を追及できなかったのは、とりもなおさず、そのとき文明が原告であるとの意義をとらえられなかったことを意味している、ということである。第二は、今日、その文明が、人類を破滅に導く核戦力をつくりだし、また自然を破壊し、地球上の緑に危機をもたらしているという問題である。

教育は「国家百年の計」と言われてきた。しかし、過去への反省に立って未来を展望しようとするとき、国家の枠をこえ、遠い見通しをもって人類の計を立てる必要がある。国益なるものが人類全体の存続にとって不利であることが明らかになったとき、優先させるべきは人類全体の利益である。

国際化が進む二〇世紀末の世界で、日本の伝統文化を尊重し、日本人としての自覚をもつ

ことが大事だと、しばしば言われる。しかしこのような発言は、普遍人類的な文化の価値に向かつて開かれていない、そこから切れた狭い「伝統」に人々を閉じこめてしまう危険がある。

こういう問題を、改めて、あるいは初めて考えようとするとき、思い出し心に刻み込んでおきたいJ・P・サルトルの戦犯裁判についての言葉がある。

東京裁判では何が裁かれたかが重要だが、法廷が、絶対的権力を持つ勝者によって進められたことは明らかである。これに対し、二〇年以上経って六七年五月、B・ラッセルの主唱により、ヴェトナム戦争戦犯裁判がストックホルムで開かれ、アメリカは有罪であるとの判決を受けた。むろん、この裁判で有罪と決めつけられたからといって、東京裁判とは違い、アメリカが何らかの具体的制裁を受けたわけではない。

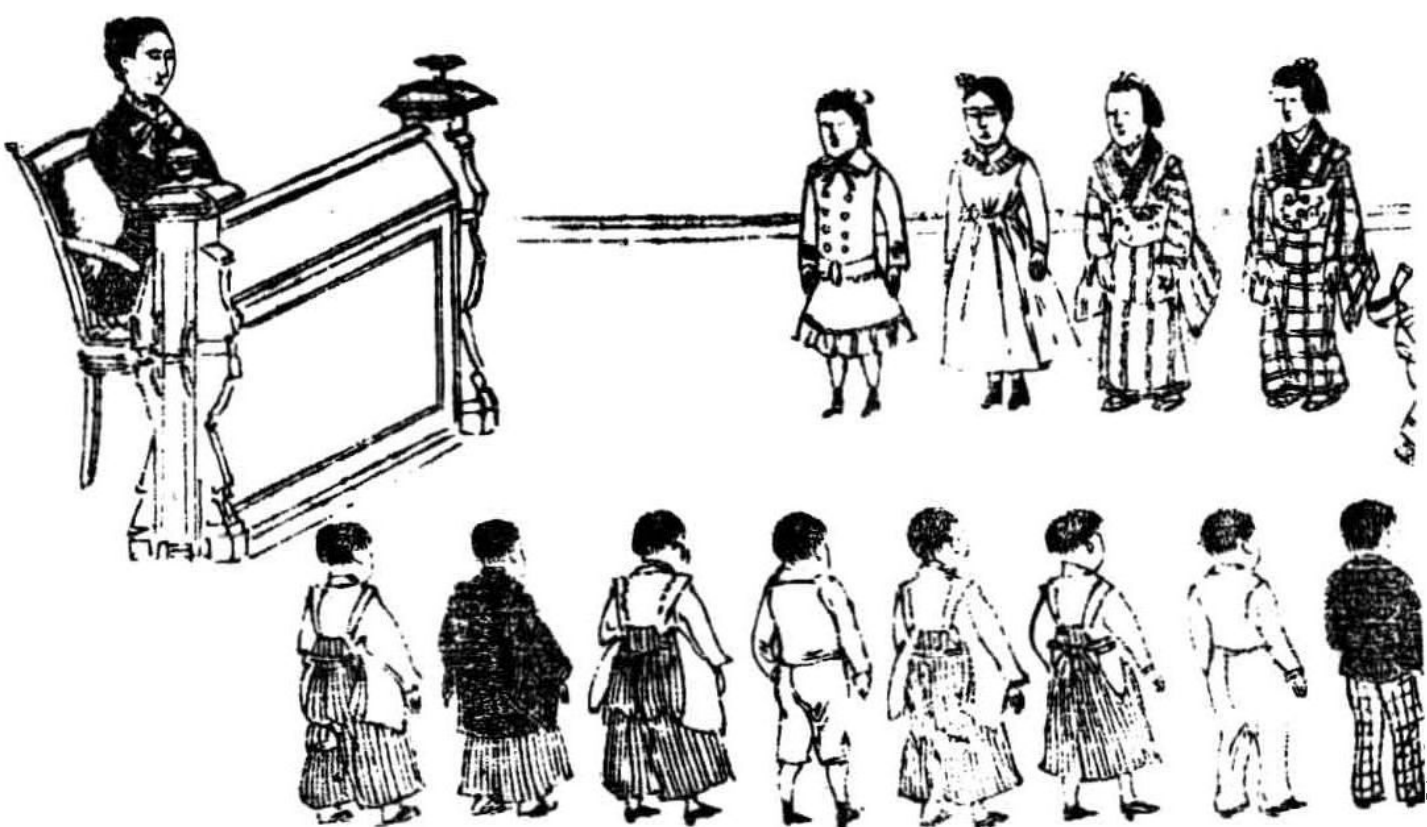
では、この裁判は無力であったか。決してそうではない。サルトルは、ラッセル法廷の正当性は「その無力さと普遍性から発生する」と言ったのである。複雑・困難な状況のなかで、これを克服する一助として教育史を書こうとするとき、サルトルのこの言葉には強い共感をおぼえる。教育史の書物もまた、すぐには教育政策ましてや日本社会全体を動かすことはできず、無力である。しかし普遍性を求めようとの姿勢で教育史を探るとき、未来に向けての見識と力量を身につける道が開けてくるに違いない。

西ドイツのヴァイツゼッカー大統領は、ヨーロッパで第二次世界大戦がドイツの敗戦で終了してから四〇年目の一九八五年五月八日、連邦議会で演説を行ない、そのなかで、

「問題は過去を克服することではありません。さようなことが出来るわけはありません。後になって過去を変えたり、起こらなかったことにするわけにはまいりません。しかし過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目となります」(岩波ブックレット No. 55)と語った。速記者はここに「拍手」と記している。この一節を読んで共感の拍手を送りたいと思う人は多いだろう。

この演説は、世界と日本の現状を憂慮する人々によって、しばしば引かれてきた。西ドイツが国をあげて平和と民主主義に向けて歩んでいるとはいえない。しかし、先にも述べたが、過去をつくりあげた人々がどんな教育を受けてきたかを解明することは重要である。以下、その教育のあゆみをたどることにより、未来を担う子どもたちの教育のあり方を探る一つの手がかりをつくり出したいと思う。

I 開国・維新と教育



唱歌と遊戯の授業——文明開化を象徴する新しい学校の光景(『音楽之技巧』下, 大村芳樹著, 1887年)

1 異質な文化との出会い——幕末における文化と教育

黒船来航

一九世紀中葉、それまで日本の周辺に繰り返し出沒していたイギリスやロシアの艦隊は、ともに本国が植民地経営や近隣諸国との紛争などの解決に追われ、そのため日本との接触にまで手がまわらなくなっていた。そのときアメリカは、ペリー提督のひきいる艦隊を日本へ派遣する。艦隊は一八五三年（嘉永六）、浦賀水道を通して江戸に近づき、幕府に対し開国を迫った。

アメリカは、日本人が「黒船」と呼んで恐れた鋼鉄製の大型蒸気船を建造、それを地球の裏側まで航海させ、わずか数隻で、人口三千万の国の命運を左右しかねない力を持っていた。「黒船」の名は、朝鮮・中国をはじめアジアの国々の船との区別をも意味しており、当時の日本は、この黒船をつくりだした西洋に、武力において対抗できなかった。

鎖国と科学・技術の停滞

こういう西洋と直面し、多くの日本人は、その武力に対しては恐怖感・劣等感を、また、それらを生み出した科学・技術には畏敬の念を抱いた。日本に科学がなかったのではない。

しかし数学を例にとってみても、関孝和らの努力で高い水準に達していた和算は、難問・奇問の解答を競うことに終始するようになって、現実生活に必要な技術の進歩とは無関係な位置にあった。そのように学問が現実から遊離するという傾向が強い社会でも、国防のための兵学や医療改善のための医学を西洋から学ぶ必要を痛感していた知識人もいた。現実生活からかけ離れた空理虚談ではなく、いわば実学への要求であった。

異質の社会・文化との接触の道を極度に狭めた鎖国体制下では、井の中の蛙になりがちだが、そのなかでも旺盛な知的・文化的好奇心や探究精神を失わぬ知識人はいたのである。新井白石や本多利明らは、長崎の出島という小さな窓口や、日本へ漂着した外国人、あるいは逆に、外国へ漂流した後帰国した日本人などを通じて入ってくる西洋の動向に関する情報に注意を払い、彼の地の学問に関心をよせていた。また杉田玄白らは、艚ろや舵のない船で大海にのり出すような思いでオランダの解剖学書の翻訳にとりかかった。これらは事実・真実の究明への意欲から始められた活動である。

その玄白は訳業完成にいたる経過を『蘭学事始』らんがくことはじめに記し、その巻末で、戦乱干戈かんかの世であればとても訳業に手がつかなかったろうと感慨深げに書き留めている。この国には鎖国の時代、平和がつづいていたのである。平和は文化の進展や教育の普及にとって有利な条件であった。

平和な社会と 文化の成熟

戦国の世に終止符を打って江戸幕府を開いた徳川家康は学問好きで、林羅山に儒学（朱子学）の普及を託し、林家は代々その仕事を受けついだ。家康のつけた鎖国政策は、キリスト教を異端として排除し、その影響を根絶しようとの意図に発していた。したがって学問上の論争は儒学の範囲内に限られていたが、その範囲内では、正統に対する異端（朱子学に対する陽明学など）に共鳴する者も多かった。

この儒学を中心とした文化を生み出したのが中国であったということも幸いであった。というのは、中国という大国は、その文化を隣の島国日本に強制するという態度はとらず、日本側は中国文化のなかから必要と思うものを自主的に選択することができたからである。なかには中国の古典に徹底的に寄りそい、その精神を現代に生かすことを試みる学者もいた。しかし一方、武士道と結びつけ、厳格で柔軟さを欠いた日本的儒教もつくられ普及していた。「男女七歳にして席を同じくせず」「三尺下がって師の影をふまず」などの教えが、それである。

また芸術では、たとえば音楽の場合、一六一一七世紀にキリスト教徒たちが讃美歌から始まって洋楽を導入し始めたが、それは鎖国とともに抑えられ、日本音楽と洋楽との交流あるいは対決は途絶えた。このように、異文化との交流が妨げられる一方、鎖国は美術工芸や諸芸能など日本固有の文化を成熟・洗練させていった。そして浮世絵に代表されるように一九